

# 選択可能性論を擁護する

## —選択可能性と行為者性の関係の見直し—

李 太喜

本論は人間の自由に関する問題を取り扱っている。とりわけ人間の自由が、決定論—世界が辿る物理的な可能性は一通りしかありないとする主張—と両立するのか、という古代ギリシアにその起源をさかのぼることのできる古典的な問題へと取り組むものである。

そのような本論の目標は選択可能性論という立場を擁護することにある。選択可能性論は、世界が決定論的であるならば、人間は自由ではありえないと主張する。なぜなら、人が現在や未来で何を行為するかについて複数の選択肢を持っていることは、人間が自由であることにとって本質的であると思われるが、決定論のもとでは、その選択可能性が存在しなくなると思われるためである。本論で私は、この選択可能性論者の擁護を目指しながら、選択可能性論者が抱える主要な問題に対する考察を行うことになる。

第 1 章では、まず重要となる概念や論証、自由論の立場の整理が行われる。選択可能性や、選択可能性と決定論の非両立性を示す帰結論証、道徳的責任、私が擁護を試みる選択可能性論と呼ばれる立場と、それと対立する両立論の立場などが議論の導入として紹介、整理される。選択可能性論が抱える問題を確認するために、第 2 節と第 3 節では選択可能性論と相対する現代両立論の議論を詳細に取り上げる。第 2 節では、ハリー・フランクファートによって立てられた、道徳的責任という概念を介在にした、自由にとって選択可能性が必要とする議論が確認され、第 3 章では現代両立論者が、選択可能性ではなく、「合理性」と「コントロール」という観点から理解される行為者性を自由の本質に見て取っていることを確認する。

続く第4節では、これらの現代両立論者が提出してきた議論を受けて、選択可能性論が抱える二つの問題が、本論で解決される順に提示される。一つ目は「整合性の問題」である。この問題は、行為者が選択可能性に開かれていることによって、現代両立論者が自由に本質的だと考える行為者性が損なわれてしまうことを指摘する問題である。選択可能性は、行為者に非合理的な行為の可能性をもたらし、行為者の選択をコントロールの効かないランダムなものにしてしまう。選択可能性に開かれた行為は合理性とコントロールを損ねている点で自由な行為ということではできないのであり、「選択可能性に開かれた自由な行為」という概念を整合的には理解できないのではないかと問われることになる。

二つ目の問題は「必要性の問題」である。フランクファートは巧みな思考実験を通じて、選択可能性は、行為者が行為に対して道徳的責任を持つことにとって必要とされないことを指摘した。この彼の議論によって、少なくとも行為者の道徳的責任を問えるような自由な行為をするために、選択可能性は必要とされないこともまた示されたことになる。選択可能性を持つことが自由であることにとって必要ないのであれば、決定論によって選択可能性が否定されることは私たちにとって何ら問題ないことにならないだろうか。そう必要性の問題は指摘する。

続く第2章では「整合性の問題」の解決が試みられることになる。まず、第1節で整合性の問題の整理が、直観的に自由に必要と考えられている行為者性である「F 行為者性」と、両立論がそれを理論化したものである「C 行為者性」を区別する形で行われる。そのうえで既存の選択可能性論の応答が「自由」＝「C 行為者性」＋「選択可能性」という私が自由の加算モデルと呼ぶ理解のもとで与えられることを指摘する。続く第2節において、この加算モデルを採って整合性の問題に回答しようとする選択可能性論の代表的理論としてロバート・ケインのものを取り上げ、それを批判的に検討し、加算モデル的を採るがゆえの彼の応答が持つ限界について指摘する。

第3節以降では、F 行為者性の内実が行為者性Cとして理解されねばならないという前提を疑うことを通じて整合性の問題の解決が目指される。第3節ではその足掛かりとして、合理性とコントロールに関して、C 行為者性の求めるものには至らないまでも、選択可能性に開かれた行為者や選択が持ちうる「理解可能である」という意味での合理性と「確率コントロール」としての行為絞り込みコントロールが存在することが確認される。

第4節では、しかし第3節で示されたような合理性やコントロール理解が可能であるとしても、それらではF 行為者性を満たすのに十分ではなく、C 行為者性を満たす合理性とコントロールが必要とされるとする主張に対して、二つの論点を立てて応答する。まず自由概念の記述的側面は、F 行為者性がC 行為者性を必要とするような在り方をしていないことを指摘する。

続いて、F 行為者性がC 行為者性を必要とする理解は自由論のドグマから導かれるものであることが指摘される。自由論のドグマとは、「自由であることが自律的で合理的な行為主体にとって専ら望ましいものである」という主張である。このドグマのもとでは、C 行為者

性の観点から見てそれを弱めてしまうような選択可能性が、F 行為者性の内実に関する実質的な議論を抜きにして、端的に自由にとって不適切であるとして排除されることが指摘される。しかし、このような自由論のドグマに基づいた推論が、行為者性と自由の乖離の可能性を考慮しない点で不適切であり、自由論のドグマ自体もまた自由の一面的理解に基づいた無根拠な主張であることを指摘する。これらの考察を通じて、F 行為者性の内実が行為者性 C としてではなく、私が第 3 節で示す合理性とコントロールで十分であることを示すことで整合性の問題の解決が図られることになる。

第 5 節では、そこまでの議論を受けて、「選択可能性は行為者性を弱める」という関係性を積極的に認め、選択可能性を、行為者を思い悩ませ非合理的な振る舞いへと開くものとして理解すべきであることを主張する。しかしその一方で、選択可能性が私たちを複数の可能性へと開き、不確定な未来が行為者の選択を通じて決まるという、私が「未来の行為者次第性」と呼ぶ行為者と未来の関係を可能にすることを示す。更に第 6 章では、選択可能性が、選択に先立った行為者に関する事実と実際の選択の間に断絶を生むために、行為者の選択はある意味で運に晒されていることを主張する。しかしその運は、その運に晒された選択が、それでも行為者の能動的な役割に基づいて決まっていることを認められる点で、「能動的運」と呼ばれるべきことが主張される。そして以上の議論を受けて、最終的に整合性の問題は解決ではなく解消されると結論付けられる。

第 3 章では、第 2 章での議論を引き受けながら、必要性の問題を解決することが目指される。まず第 1 節では、従来の必要性の問題が道徳的責任との関係のみで論じられてきたことに対する問題提起を行う。現代の自由論において、自由が道徳的責任に必要とされるコントロール能力として同定されることは暗黙の前提となっているが、そのような能力としてのみ自由を理解する必要はないことを主張する。第 2 章の議論と関連させながら、私は自由という語が複数の還元不可能な能力群を指すとする複数能力主義に立つことを主張する。そして以降の節では道徳的責任の概念とは異なった概念と自由が立つ関係性から選択可能性の必要性を検討することが述べられる。

第 2 節では努力概念を取り上げる。そこでは努力の眼目が「達成されるか不確実である目的の不確実性を、行為を為すことによって目的の達成に必要な行為群が為されるかどうかの不確実性を減らすことを通じて、下げることに」あることを指摘する。この時、目的達成に必要な行為が為されるかどうかの不確実性は、行為者の持つ選択可能性から説明されると主張し、努力概念の成立のために選択可能性が必要とされることを述べる。更に、想定反論へ応答する中で、努力に対する称賛は、「目的とする出来事の達成に必要な行為を為さない」という、目的達成を目指す行為者にとって望ましくない行為の可能性に開かれていることが重要とみなされていることを指摘し、第 2 章での議論との親和性を述べる。

第 3 節では自己変革という概念を取り上げる。選択を通じて過去とは異なった価値観を有するようになるような選択を自己変革的選択と呼び、その選択は選択に先立つ観点から捉えられる限り非合理的な選択であることを指摘する。そしてこのような選択が真に自己

変革的であるためには、その選択は過去と自然法則に基づいて一意に決定されるような説明を受け付けるものであってはならず、むしろ選択に先だった行為者に関する事実と選択の間の断絶を必要とすることを指摘する。そしてそれは他でもない選択可能性によってもたらされることが主張される。そして、複数能力主義に立つならば、第2節と第3節の議論から必要性の問題への一定の応答が果たされることになることを指摘する。

更に、最後の第4節ではそこまで棚上げにされていた道徳的責任と選択可能性の関係について、今後展開が期待される議論の展望を述べる。そこでは、選択可能性が道徳的運としての「選択の運」をもたらすものであることを主張し、選択に対して持つ道徳的責任の範囲や大きさが制限される可能性について触れる。しかし同時に、選択可能性が道徳的責任の必要条件として考えられる可能性が、行為者不在の問題を通して見えてくることを指摘する。そこでは、行為が出来事因果的な因果説の説明を受ける時には消失してしまう、能動的役割を果たす行為者が、選択可能性がもたらす行為説明の空白を埋めるという形で現れ出るという主張が展開される。